

# 小規模急傾斜地崩壊防止事業補助金交付要綱

昭和 52 年 4 月 1 日実施

最終改正：令和 3 年 3 月 25 日

(趣旨)

第 1 知事は、急傾斜地崩壊危険区域の指定基準（急傾斜地崩壊危険区域指定要領）に達しない急傾斜地で、住民の生命を保護する目的で市町村が実施する崩壊防止施設の新設工事に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和 32 年新潟県規則第 7 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第 2 この補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に該当する事業とする。

- (1) 傾斜度が 30 度以上の傾斜地（以下「がけ」という。）であること。
- (2) がけは高さが 5 メートル以上であること。
- (3) がけ下にあつては、がけの下端からの距離ががけの高さの 2 倍以内の距離の区域であること。また、がけ上にあつては、がけの上端からがけの高さに相当する距離以内の区域であること。
- (4) (3)の区域内でがけの崩壊に被害を受ける恐れのある人家（以下「保全対象人家」という。）が 2 戸以上 5 戸未満であり、かつ近隣に移転適地がないこと。
- (5) 地質その他現地の状況から早急に防止工事を行う必要性が認められるものであること。
- (6) 防止工事に要する事業費が保全対象人家 1 戸当たり 50 万円を超えるものであること。

2 前項に掲げるものの他、知事が必要と認めるものについては補助金の交付の対象とすることができる。

(補助対象事業費)

第 3 第 2 に規定する工事に要する事業費のうち補助金の対象とするものは、工事費（本工事費、附帯工事費、測量及び試験費並びに機械購入費を除いた機械器具費）とする。

(補助金の額)

第 4 知事は、市町村長に対し第 3 に規定する補助対象事業費の 2 分の 1 以内の額の補助金を交付するものとする。

(交付申請書)

第 5 市町村長は、補助金の交付を受けようとするときは、小規模急傾斜地崩壊防止事業補助金交付申請書（第 1 号様式）を知事に提出しなければならない。

(変更の承認申請等)

第 6 市町村長は、次の各号の 1 に該当するときは、小規模急傾斜地崩壊防止事業補助金変更承認申請書（第 2 号様式）を知事に提出しなければならない。

- (1) 補助金の交付を受けた額を変更しようとするとき。
- (2) 本工事費、附帯工事費、測量及び試験費並びに機械購入費を除いた機械器具費の相互間における流用で、流用先の金額の 3 割を超える流用（流用しようとする経費の金額が 10 万円以下

である場合を除く。)をしようとするとき。

(3) 構造及び工法の変更のうち工事の重要な部分に関するもの及び規模の変更のうち補助金の交付決定の基礎となった設計に基づく工事を著しく変更しようとするとき。

2 市町村長は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合(前項に規定する変更承認申請書を提出する場合を除く。)は小規模急傾斜地崩壊防止事業補助金完了予定期日変更承認申請書(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第7 市町村長は、補助事業を途中で中止し、又は廃止しようとするときは、小規模急傾斜地崩壊防止事業補助金中止・廃止承認申請書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第8 市町村長は、交付申請の取下げをしようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内に行わなければならない。

(実績報告書)

第9 市町村長は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付のあった年度の翌年度の4月15日のいずれか早い期日までに小規模急傾斜地崩壊防止事業補助金実績報告書(第5号様式)を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

(概算払)

第9の2 概算払いによる補助金の交付を受けようとする場合には、概算払請求書(第6号様式)を知事に提出するものとする。

2 知事は、概算払いの請求があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは概算払いすることができる。

(書類の提出)

第10 規則及びこの要綱により知事に提出する書類は1部とし、その市町村を所管する地域振興局長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和52年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則(平成17年1月27日 砂第291号一部改正)

この要綱は、平成17年1月27日から実施し、平成16年4月1日以降に実施する事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 12 月 20 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 10 月 5 日から実施し、平成 22 年 4 月 1 日以降に実施する事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。